

令和 8 年 6 月 26 日（金）11:30～
於 厚生労働省専用 22-24 会議室（18 階）

第 74 回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 2 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程
- 資料 No. 3 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
- 資料 No. 4 目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

令和8年6月1日

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

戎 野 淑 子	立正大学経済学部教授
権 丈 英 子	亜細亜大学経済学部長・教授
小 西 康 之	明治大学法学部教授
首 藤 若 菜	立教大学経済学部教授
藤 村 博 之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松 浦 民 恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

伊 藤 彰 英	日本基幹産業労働組合連合会企画調査部部長
熊 谷 芙美子	全日本自動車産業労働組合総連合会労働政策局部長
柴 田 美千子	U Aゼンセン労働条件局部長
仁 平 章	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 野 覚	J A M労働・調査グループ長
水 崎 恵 一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

(使用者側委員)

志 賀 律 子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
進 藤 創	日本商工会議所産業政策第二部部長
田 上 雄 一	全国中小企業団体中央会労働政策部長
土 井 和 雄	全国商工会連合会中小企業問題研究所長
新 田 秀 司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

中央最低賃金審議会運営規程

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。）次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第十条

この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

附則

この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。

②

厚生労働省発基 0626 第 1 号
令和 8 年 6 月 26 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 上野 賢一郎

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

戎 野 淑 子

小 西 康 之

首 藤 若 菜

藤 村 博 之

（労働者側委員）

伊 藤 彰 英

柴 田 美千子

仁 平 章

水 崎 恵 一

（使用者側委員）

進 藤 創

田 上 雄 一

土 井 和 雄

新 田 秀 司

（注）名簿は五十音順である。